

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込について

平素は、愛知県中央信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等における被害金が、暗号資産交換業者や資金移動業者へ振込されるケースが増加しております。

このため、お客さま保護及び不正送金防止の観点から、振込依頼人名を変更した暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込はお断りさせていただく場合があります。ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切な資産を守るため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

- ・ [金融庁「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」](#)
- ・ [警察庁「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」](#)